

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、株主をはじめ、お客様や取引先、従業員といったステークホルダーの利益を考慮しつつ、安定的な成長と発展による企業価値の最大化が重要であるとの認識のもと、コーポレート・ガバナンス体制の強化に努めております。一般的に支配株主等の一定の影響力を行使できる株主を有する会社は、これら株主からの支配・影響を有形無形に受ける可能性があります。当社では、これら株主からの影響により、少数株主の利益が損なわれることがないよう、取締役の構成において支配株主等の一定の影響力を行使できる株主が関係する役職員以外の者が多数を占めることを経営方針として有しており、当社の独自の判断で事業展開を図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4】

議決権電子行使プラットフォームについて、現時点では採用しておりませんが、今後の機関投資家や海外投資家の比率等を考慮しながら検討してまいります。また、招集通知の英訳については、現時点においての海外投資家等の比率が低い水準に留まっているため、招集通知の英訳は行っておりませんが、今後の海外投資家等の比率を考慮しながら検討してまいります。

【補充原則3-1-2】

現状、海外投資家の比率が低いため、コスト等を勘案し、招集通知の英訳を採用しておりませんが、今後、株主構成の変化等状況に応じて検討を進めてまいります。

【補充原則4-1-2】

現在、当社では中期経営計画を公表しておりませんが、経営理念及びミッションを掲げ、取締役会では、中期経営計画の承認、進捗状況の確認、分析を行い、必要に応じて適宜計画の見直しを行っております。中期経営計画の公表は、株主及び投資家の皆さまに当社の経営戦略及び成長戦略についてご理解頂くための重要な課題と認識しており、今後検討してまいります。

【補充原則4-1-3】

当社は、次期代表取締役の指名にあたっては、後継者に求められる人格、経験、能力等についての取締役の評価、社外取締役の客観的な意見等を踏まえ、取締役会において決定してまいります。

【補充原則4-2-1】

当社取締役の報酬は、株主総会において承認された報酬限度額の範囲内において決定しております。各取締役の報酬額は、各取締役の職務の内容、職位及び実績・成果等を勘案して報酬額を決定しております。

今後は、中長期的な業績と連動した株式報酬を適切な割合において支給することについて、検討してまいります。現時点では、業績目標達成条件付新株予約権の付与を実施しております。

【原則4-8】

当社は、会社法に定める社外取締役の要件、金融商品取引所が定める独立性の基準に照らし合わせると、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するような資質を備えた独立役員である社外取締役を1名選任しております。現在、取締役会は取締役4名、監査役3名の7名で構成され、うち1名が独立社外取締役、3名が独立社外監査役となっており、過半数を社外役員が占めていることから、現時点でも経営の監視及び監督機能は十分に果たされていると認識しておりますが、次期定時株主総会にて監査等委員会設置会社へ移行し、更に独立社外取締役1名を追加選任する予定であります。

【補充原則4-10-1】

当社は、監査役会設置会社です。また、当社の独立社外取締役は取締役会の過半数に達しておりませんが、取締役等の指名及び報酬等の重要事項については、独立社外取締役及び監査役の助言を得るようにしております。

【原則4-11】

当社取締役会及び監査役会は、業界に精通し知識・経験を豊富に有した者により構成されておりますが、財務・会計に関する十分な知見を有している者を次期定時株主総会にて1名を追加選任する予定であります。取締役会の実効性に関する分析・評価については、補充原則4-11に記載の通りです。

【補充原則4-11-3】

当社は、社外役員を含む各取締役、各監査役の意見等に基づき、取締役会の機能向上に努めておりますが、現時点においては取締役会全体の実効性についての分析・評価は実施しておりません。今後、取締役会の実効性に関する分析・評価の実施及びその結果の開示については検討してまいります。

【補充原則4-14-2】

当社の各取締役及び各監査役は、それぞれ選任時に、その人格、能力、知識及び経験等を勘案し、求められる役割と責務を十分に果たし得るとの判断をしており、各取締役及び各監査役は、セミナーの参加や書籍の購入等を通じ、必要な知識の習得を継続的にしておりますが、各取締役及び各監査役に対するトレーニングの方針は定めておりません。今後検討してまいります。

【原則5-2】

当社は、売上高と経常利益を目標とする経営指標に定め、指標の向上に向けた施策を具体的に説明しております。また、事業の経営戦略を有価証券報告書で公表するとともに、決算説明会等を通じて目標達成に向けた施策を具体的に説明しております。決算説明会資料は、当社ウェブサイトに掲載し、決算説明会や株主総会において株主への説明を行っております。今後、収益力・資本効率等に関する目標を提示し、その実現のために、事業ポートフォリオの見直しや、設備投資・研究開発投資・人材投資等を含む経営資源の配分などの開示を検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】
当社は、投資目的以外の目的で保有するいわゆる政策保有株式を保有しておりません。また、現時点の株主構成及びビジネスモデルに照らしても、政策保有株式を保有する必要性は高くないと認識しており、具体的な計画はありません。なお、今後、政策保有株式を保有する必要性が生じた場合には、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っており、企業価値の向上に資するものであることを説明するとともに、政策保有に関する方針、及び政策保有株式に係る議決権行使への適切な対応を確保するための基準をそれぞれ策定し、その基準にそった対応を行ってまいります。

【原則1-7】
当社は、当社の役員との取引や主要株主等との重要な取引につきましては、収益性、重要性および透明性を案件ごとに検討し、取締役会の決議事項としております。また、重要な関連当事者取引は、有価証券報告書や株主総会招集通知において開示しております。なお、現時点で関連当事者取引はございませんが、1年に1回、関連当事者取引の有無について当社役員を対象として書面による確認手続を行っております。

【原則2-6】
当社は、従業員への福利厚生制度の一環として選択制にて確定拠出年金制度を導入しているものの、所謂、企業年金制度を導入しておりませんので、本原則には該当いたしません。

【原則3-1】
() 当社の経営理念及びミッションは当社ウェブサイトにおいて開示しております。また、当社の経営戦略については、決算説明会において説明するとともに、決算説明会資料を当社ウェブサイトにて開示しております。

・経営理念及びミッション
<https://www.ascentech.co.jp/corp/philosophy.html>
・決算説明会資料
https://www.ascentech.co.jp/ir/results_press.html

() コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方について
当社ウェブサイト、コーポレートガバナンスに関する報告書、有価証券報告書、事業報告書等にて開示しております。
() 取締役の報酬等に関する方針を、コーポレートガバナンス報告書及び有価証券報告書にて開示しております。
() 取締役候補者と執行役員候補者については、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に貢献するための資質を備えた者であることを基準とし、独立社外取締役を構成員に含む取締役会において十分に検討を行った上で決定いたします。また、監査役候補者については、当社の経営が健全に行われていることを適正に監査することができる資質を備えた者であることを基準とし、監査役会における検討・同意を経た上で、独立社外取締役を構成員に含む取締役会において決定いたします。解任については、その機能を十分発揮していないと認められる場合、また、客観的に解任が相当と判断される場合には、取締役会を経て十分な審議を尽くしたうえで決定いたします。
() 社外取締役・社外監査役候補の指名の際は、個々の選任・指名理由を株主総会招集通知の参考資料で開示しております。また、解任についても、解任理由を株主総会招集通知の参考資料で開示を行います。

【補充原則4-1-1】
取締役会は、法令、定款、取締役会規程で定める、当社の経営に関する重要事項を決定しております。また、業務執行は、執行役員2名を選任し、権限委譲した組織運営を行い、より迅速で的確な経営意思決定と業務遂行責任の明確化を可能とする体制作りを推進しております。

【原則4-9】
当社では、会社法及び東京証券取引所が定める独立性基準を、当社の独立性判断基準としております。現在の社外取締役1名及び社外監査役3名は、全員が当該独立性判断基準を満たしております。
さらに、当該基準を満たしていることに加えて、実質的にも独立性があると判断されること、経験、実績及び知見に基づき、経営戦略等への適切な助言・意見具申や重要な意思決定による経営に対する監督、利益相反の監督等への貢献が期待できることなどを満たす人物を独立社外取締役候補者として選定しております。

【補充原則4-11-1】
当社は、取締役の員数を5名以内、監査役の員数を5名以内と定めております。
当社の取締役は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するような資質を備えた者の中から、優れた人格、見識、高い倫理観を有し、かつ知識・経験・能力を備えているか等を総合的に勘案し、取締役会で選定しております。また、社外取締役の選定にあたっては、独立性・中立性の確保を十分留意しております。
現在の取締役会の員数、知識、経験、能力のバランスは、適切であると考えております。

【補充原則4-11-2】
当社では、社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役は、他の上場会社の常勤役員を兼任しておらず、当社役員として十分な時間・労力を確保しております。
取締役及び監査役並びにそれらの候補者の重要な兼職の状況については、株主総会参考書類、事業報告、有価証券報告書等において開示しております。

【補充原則4-11-3】
当社は、社外役員を含む各取締役、各監査役の意見等に基づき、取締役会の機能向上に努めておりますが、現時点においては取締役会全体の実効性についての分析・評価は実施しておりません。今後、取締役会の実効性に関する分析・評価の実施及びその結果の開示については検討してまいります。

【補充原則4-14-2】
本報告書「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」欄をご参照ください。

【原則5-1】
株主との対話(面談)の対応は、経営企画部にて行っております。面談を希望する株主の、所有株式数、面談の関心事項等を勘案し、代表取締役社長や経営企画部にて対応しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%未満
---------------------------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
永森 信一	2,226,000	32.96
佐藤 直浩	911,000	13.49
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	698,500	10.34
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	434,800	6.43

松浦 崇	434,000	6.42
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL(常任代理人) ゴールドマン・サックス証券株式会社	206,408	3.05
野村信託銀行株式会社(投信口)	150,000	2.22
株式会社ネットワーク	150,000	2.22
BANQUE PICTET AND CIE SA(常任代理人) 株式会社三菱UFJ銀行	64,600	0.95
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD(常任代理人) 株式会社三菱UFJ銀行	42,365	0.62

支配株主(親会社を除く)の有無 更新	——
親会社の有無 更新	なし

補足説明 更新

1.「大株主の状況」は2019年7月末現在の状況です。

2.2019年7月4日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、三井住友DSアセットマネジメント株式会社が2019年7月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年7月末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

大量保有者	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
住所	東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー28階
保有株券等の数	株式 513,900株
株券等保有割合	7.75%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 第一部
決算期 更新	1 月
業種 更新	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数 更新	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高 更新	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数 更新	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 **更新**

-

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	更新5名
定款上の取締役の任期	更新1年
取締役会の議長	更新社長
取締役の人数	更新4名
社外取締役の選任状況	更新選任している
社外取締役の人数	更新1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	更新1名

会社との関係(1)	更新
-----------	----

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
高谷 英一	他の会社の出身者											
会社との関係についての選択項目												
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」												
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」												
a	上場会社又はその子会社の業務執行者											
b	上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役											
c	上場会社の兄弟会社の業務執行者											
d	上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者											
e	上場会社の主要な取引先又はその業務執行者											
f	上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家											
g	上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)											
h	上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)											
i	社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)											
j	上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)											
k	その他											

会社との関係(2)	更新
-----------	----

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

高谷 英一	○	-	< 社外取締役に応任した理由 > 企業経営者としての豊富な経験とその経験を通して培われた高い識見を有しております。取締役会における経営判断および意思決定の過程において、重要な役割を果たしていただけるものと判断したため、社外取締役に選任しています。 < 独立役員に指定した理由 > 当社の関係会社、大株主、主要な取引先等の関係者である事実はないこと、当社から役員報酬以外に多額の報酬等その他の財産上の利益を受けている事実はないこと、当社経営陣との間に特別な利害関係がないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、平成29年4月に新たに独立役員にしています。
-------	---	---	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無 更新	なし
--	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 更新	設置している
定款上の監査役の数 更新	5 名
監査役の数 更新	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社は、EY新日本有限責任監査法人を独立監査人として金融商品取引法に基づく財務諸表及び財務諸表に関する書類の監査を受けております。また、同監査法人を会社法に基づく会計監査人として選任しており、監査を受けております。監査役会と監査法人との連絡及び情報交換の体制については、定期会合を開催し、監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

監査役は、業務監査を実施している内部監査委員会から監査計画、社内各部門の内部監査の結果などについて説明を受けるとともに、必要に応じて情報・意見交換を行うなどして、連携を図っています。会計監査人は、内部監査委員会から監査計画について説明を受けているほか、必要に応じて内部監査の結果などについても説明を受けています。内部監査委員会は、会計監査人から監査結果などについて定期的に説明を受けています。このほかにも両者は必要に応じて情報・意見交換を行うなどして、連携を図っています。

社外監査役の選任状況 更新	選任している
社外監査役の数 更新	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
鶴田 二郎	他の会社の出身者													
松田 英典	他の会社の出身者													
山本 勲	他の会社の出身者													

- 会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 d 上場会社の親会社の監査役
 e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鶴田 二郎	○	-	< 社外監査役に選任した理由 > IT業界における豊富な事業経験とその経験を通して培われた高い識見を有しています。その経験と識見に基づき監査役監査の充実につなげていただくとともに、より独立した立場からの監査を確保するため、平成28年4月に社外監査役に選任しています。 < 独立役員に指定した理由 > 当社の関係会社、大株主、主要な取引先等の関係者である事実はないこと、当社から役員報酬以外に多額の報酬等その他の財産上の利益を受けている事実はないこと、当社経営陣との間に特別な利害関係がないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、平成29年4月に新たに独立役員にしています。
松田 英典	○	-	< 社外監査役に選任した理由 > 企業経営者としての豊富な経験とその経験を通して培われた高い識見を有しています。その経験と識見に基づき監査役監査の充実につなげていただくとともに、より独立した立場からの監査を確保するため、平成28年4月に社外監査役に選任しています。 < 独立役員に指定した理由 > 当社の関係会社、大株主、主要な取引先等の関係者である事実はないこと、当社から役員報酬以外に多額の報酬等その他の財産上の利益を受けている事実はないこと、当社経営陣との間に特別な利害関係がないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、平成29年4月に新たに独立役員にしています。
山本 勲	○	-	< 社外監査役に選任した理由 > IT業界における豊富な事業経験とその経験を通して培われた高い識見を有しています。その経験と識見に基づき監査役監査の充実につなげていただくとともに、より独立した立場からの監査を確保するため、平成29年4月に社外監査役に選任しています。 < 独立役員に指定した理由 > 当社の関係会社、大株主、主要な取引先等の関係者である事実はないこと、当社から役員報酬以外に多額の報酬等その他の財産上の利益を受けている事実はないこと、当社経営陣との間に特別な利害関係がないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、平成29年4月に新たに独立役員にしています。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新

4 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員につきましては、すべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 **更新**

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 **更新**

業績向上に対する意欲や士気を高め、中長期的な株主価値の向上を目的としてストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者 **更新**

社内取締役、社外取締役、社外監査役、従業員、その他

該当項目に関する補足説明 **更新**

業績向上に対する意欲や士気を高め、中長期的な株主価値の向上を目的としてストックオプション制度を導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 **更新**

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

報酬総額が1億円以上である者が存在しないため、報酬の個別開示は行っておりません。取締役の報酬は、それぞれ役員区分ごとの総額にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

各取締役の月額報酬の金額については、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内において、代表取締役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 **更新**

議題の具体的な内容を理解した上で取締役会に臨めるよう、取締役会事務局が社外監査役を含む全役員に対して、取締役会資料を送付し、必要に応じて補足説明なども行っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社の経営上の意志決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他コーポレート・ガバナンス体制は次の通りであります。

a 取締役会・役員体制

当社の取締役会は、取締役4名で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。取締役のうち1名は社外取締役であります。また、業務執行は、執行役員2名を選任し、権限委譲した組織運営を行い、より迅速で的確な経営意思決定と業務遂行責任の明確化を可能とする体制作りを推進しております。なお、取締役会の開催状況は、平成27年1月期で16回(うち、5回が書面決議)、平成28年1月期で17回(うち、4回が書面決議)、平成29年1月期で14回、平成30年1月期で20回(うち、2回が書面決議)、平成31年1月期で15回開催しております。

b 監査役会・監査役

平成29年1月期より、会社法関連法令に基づく監査役会設置会社制を採用しております。監査役会は3名で構成されており、全員社外監査役であり、社外監査役のうち1名は常勤監査役であります。監査役会は原則として、月1回開催し、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。

監査役は、株主総会や取締役会への出席や、取締役・執行役員・従業員・会計監査人からの報告收受など法律上の権利行使のほか、常勤監査役は、重要な経営会議への出席や営業会議現場への往査など実行性のあるモニタリングに取り組んでおります。なお、監査役会の開催状況は、平成29年1月期で11回、平成30年1月期で14回、平成31年1月期で12回開催しております。

c 経営会議

経営会議は、代表取締役社長、取締役副社長及び執行役員で構成されており、常勤監査役もオブザーバーとして参加しております。経営会議は、原則として毎週1回定期的に開催しているほか、必要に応じて、臨時に開催いたします。毎週の経営会議は、職務権限上の意思決定機関ではありませんが、経営状況を把握するとともに、取締役会への起案、報告事項を決定します。また、業務遂行上の営業会議・管理本部関連の会議等を通じ、職務権限・業務分掌規程等に基づく牽制が有効に機能しているかどうかについて、関係者間の意見調整、問題点の把握に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 **更新**

当社は監査役設置会社であり、会社法に基づく機関として、株主総会及び取締役会、監査役会、会計監査人を設置しております。

取締役会では毎回活発な議論が行われています。社外取締役の高谷英一氏は、当社普通株式を700株および新株予約権を40個保有しております。

すが、その他の当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。社外監査役の鶴田二郎氏は、当社の新株予約権を70個保有しておりますが、その他の当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。社外監査役の松田英典氏および社外監査役の山本勲氏は、当社の新株予約権を40個保有しておりますが、その他の当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

高谷英一氏は、他の会社での取締役として豊富な経営経験を有していることから、当社の社外取締役として適任であると判断しております。

鶴田二郎氏は、IT業界での勤務経験が長い監査役として、業界全体に対する広い見識と経験を有しており、取締役の職務の執行全般にわたり適正性・適法性を確保するために社外監査役として選任しております。松田英典氏は、他の会社での取締役として豊富な経営経験を持つ監査役として、経営の監視や適切な助言を期待できることから社外監査役として選任しております。山本勲氏は、IT業界での勤務経験が長い監査役として、業界全体に対する広い見識と経験を有しており、取締役の職務の執行全般にわたり適正性・適法性を確保するために社外監査役として選任しております。

当社は、社外取締役又は社外監査役の独立性に関する基準や方針について特段の定めはありませんが、独立性に関しては、株式会社東京証券取引所が定める基準を参考にしており、一般株主と利益相反が生じる恐れのない社外取締役および社外監査役を選任しており、経営の独立性を担保していると認識しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、早期発送に努めるとともに、自社ホームページへの掲載を予定しております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会は、他社の集中日を避けるとともに出席しやすい場所(ホテル等)を確保してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	将来は、会社法に基づく議決権の電磁的行使を検討していきたいと考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	外国人投資家向けに招集通知の英文化を検討していきたいと考えております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページ内のIR情報ページにおいて、ディスクロージャーポリシーを掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的な開催を検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算及び第2四半期決算発表後に、決算発表会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページにIR専門サイトを開設し、IR資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	情報取扱責任者に管理本部長を任命していますが、IR専任部署として経営企画部が、IR活動を実施しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社はすべてのステークホルダーに対して企業活動に関する適時・適切な開示を行なうことは当然の責務であると考えており、ステークホルダーの立場の尊重について「コンプライアンス規程」に定めるとともに、全社員への周知徹底を行ってまいります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後、検討すべき事項と考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ホームページ及び適時開示を通じて、適切な情報提供に努めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は業務の適正性を確保するための体制として、平成27年3月13日の取締役会にて、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

- a 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ 取締役及び使用人は行動規範に基づいて、高い倫理観と良心をもって職務執行にあたり、法令・定款及び社内諸規程を遵守するとともに、社会規範に沿った責任ある行動をとるものとします。
 - コンプライアンス体制の維持・構築については、代表取締役を責任者とする「内部監査委員会」を設置し、内部監査担当者が、内部監査規程に基づき、取締役及び使用人の職務の執行に関する状況把握、監視、対応を定期的に行い、代表取締役に報告するものとします。
 - ロ 取締役を責任者とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス規程に基づいて、取締役及び使用人がコンプライアンスの意識を高めるための社内教育、研修を定期的に行うものとします。また、内部監査担当者は、コンプライアンス委員会の活動状況を定期的に監査するものとします。
 - ハ 法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、内部通報規程に基づき内部通報制度を構築するものとします。
- b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - イ 取締役は、その職務の執行に係る情報を、文書保存管理規程等に基づき、担当職務に従い適切に保存・管理します。
 - ロ 必要に応じて運用状況の検証、各規程の見直し等を行い、閲覧可能な状態を維持します。
- c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ 危機管理体制については、リスク管理を統括する組織として取締役を責任者とするリスク管理委員会を設置します。また、リスク管理委員会は、具体的なリスクを想定、分類し、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備するものとします。さらにリスク管理委員会は定期的に取締役会に対してリスク管理に関する事項を報告するものとします。
 - ロ 内部監査委員会はリスク管理委員会の活動状況を定期的に監査するものとします。
- d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 取締役会は、代表取締役及びその他の業務執行を担当する取締役等の職務分掌に基づき、代表取締役及び業務担当取締役に業務の執行を行わせず、代表取締役及びその他の業務執行を担当する取締役に業務執行の決定を委任された事項について、職務権限規程等に定める手続により必要な決定を行います。これらの規程は、法令の改廃に伴う変更や職務執行の効率化を図る必要がある場合は、随時見直します。
- e 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - イ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要に応じて人員を配置します。
 - ロ 監査役は、その職務を補助すべき使用人の独立性を確保するため、補助すべき使用人が兼任で監査役補助業務を担う場合には、監査役の指揮命令に関し、取締役以下補助すべき使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けないこととします。
 - ハ 補助すべき使用人の人事に関しては、事前に監査役と協議し、同意を得ます。
- f 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - イ 取締役は、取締役会等を通じて、監査役に対して重要な報告及び情報提供を行う体制を整備します。
 - ロ 取締役は、監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行います。
- g その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - 監査役は、取締役会及びその他重要な経営会議に出席し、意見を表明します。
 - 監査役は、代表取締役と定期的に会合を行い、経営上の課題、会社を取り巻くリスク及び監査上の重要な課題等について意見を交換し、相互の意思疎通を図ります。
 - また、監査役は、内部監査担当者と緊密に連携し、定期的に情報交換を行うものとし、必要に応じて監査法人、顧問弁護士と意見交換等を実施できるものとします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社の代表取締役社長である佐藤直浩は、かねてより反社会的勢力と絶対に付き合わないという信念を有しておりますので、現在までに反社会的勢力との関係は一切ありません。また、このような信念の持主であることから、取締役会、幹部社員会議等において、折に触れ、自ら注意を促しております。

また、警察署や関係機関により開催される反社会的勢力に関するセミナー等には、役員、管理関係部署の社員を中心に積極的に参加する予定であり、意識の徹底とともに情報収集にも努めております。

当社では、反社会的勢力の排除、防止体制として「反社会的勢力との関係遮断に関する規程」を制定し、新規顧客取引開始時には、外部の調査機関の活用、風評等の信用調査を実施し取引開始を実行することとしております。また、万一に備えて、所管警察署の相談窓口との関係強化や顧問弁護士のシミュレーションを通じた緊急体制の構築を実施し、社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に入会しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 更新

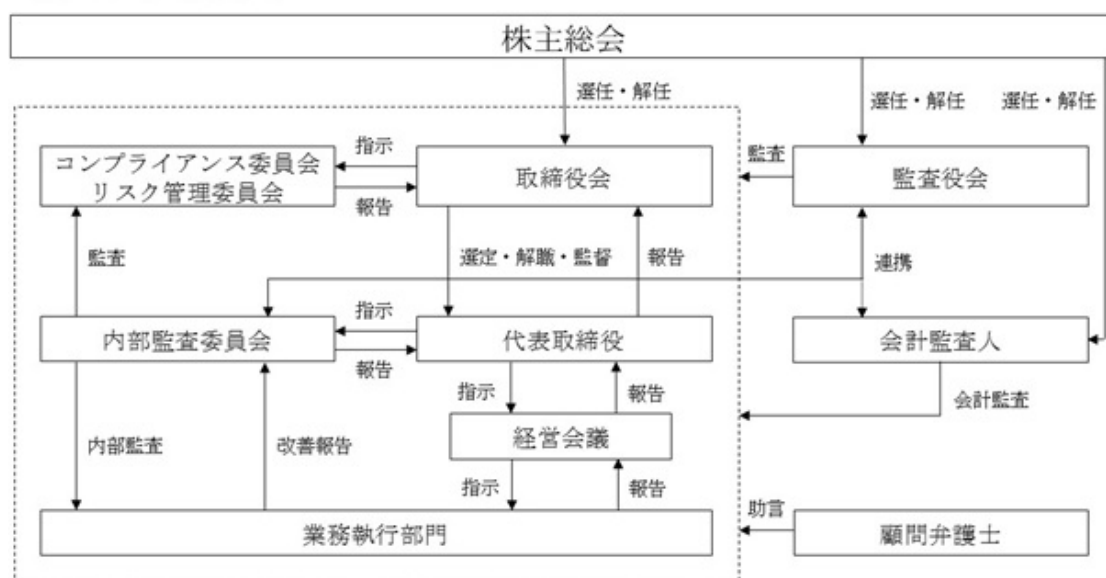
なし

該当項目に関する補足説明 更新

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

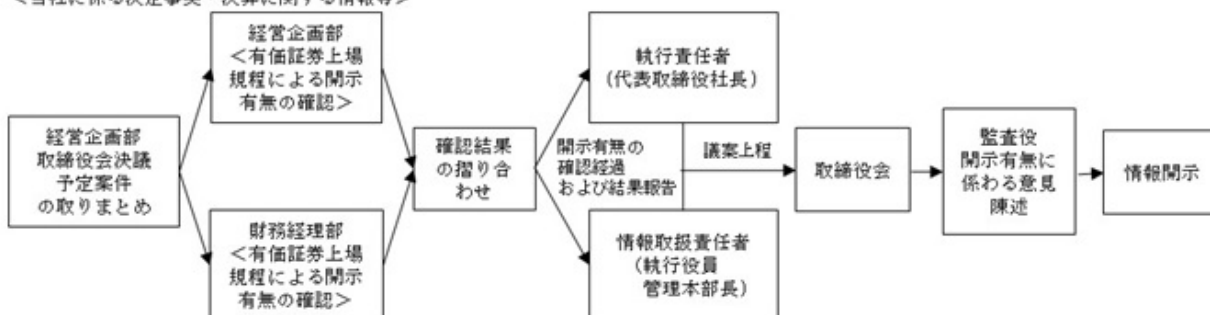
コーポレート・ガバナンスの取組みに関する模式図は次のとおりであります。

【模式図（参考資料）】



【適時開示体制の概要（模式図）】

<当社に係る決定事実・決算に関する情報等>



<当社に係る発生日実に関する情報等>

